

Welcome!! なすしおばら
～那須塩原市 定住促進事業～

新幹線

で通勤する転入者に
最大で 月額 **1** 万円を補助します

『那須塩原に 来い。恋。濃い。』

東京駅まで、最短70分。
始発に乗って、ゆったり座ってコーヒーを飲みながら、今日のスケジュールの確認。

休日には、温泉でホッと一息。夏には川遊び、冬にはスキーやスノボも…。

さあ、那須塩原での生活を始めてみませんか？

新幹線定期券購入補助金

【交付要件】

- ◆ 令和2年4月1日から令和10年3月31日までの間に那須塩原市に転入した方（1年以内の再転入は除く）、または令和5年4月以降に新規に就労を開始した方（過去2年間に大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校もしくは専修学校を卒業した者に限る）
- ◆ 新幹線定期券を購入し、「那須塩原駅」から東北新幹線を利用して「大宮駅」「上野駅」または「東京駅」を経由し通勤している方
- ◆ 市税等の滞納がない方
- ◆ 市内の自治会に加入している、または加入する見込みの方

【交付額】

- ◆ 補助金月額
新幹線定期券月額－通勤手当等月額－自己負担1万円＝補助月額（補助上限 月額1万円）
※補助月額1万円の方が、1年間通勤すると、**12万円**の補助が受けられます。

【交付対象期間】

交付対象期間の始期から**最大5年間**（令和2年4月1日から令和5年3月31日までに転入した方は通算3年間）

【お問い合わせ先】

那須塩原市 移住促進センター ☎0287-73-5742 または 那須塩原市役所 企画政策課 ☎0287-62-7106

那須塩原市新幹線定期券購入補助金

この補助金は、那須塩原市に転入された方または新規に就労を開始した方で、「那須塩原駅」から新幹線定期券を利用し通勤をする場合、その定期券の購入費の一部を市が補助するものです。

交付要件 (対象者)	<p>以下の条件の全てに該当する方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和2年4月1日から令和10年3月31日までの間に那須塩原市外から市内に転入した方(1年以内の再転入は除きます)、または令和5年4月以降に新規に就労を開始した方(過去2年の間に大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校もしくは専修学校を卒業した者に限ります) ② 新幹線通勤定期券を購入し、「那須塩原駅」から新幹線を利用して、「大宮駅」、「上野駅」または「東京駅」を経由して通勤している方 ③ 市税等の滞納がない世帯の方 ④ 市内の自治会に加入しているまたは加入する見込みである方
交付額	<p>新幹線定期券の購入額より、会社等から支給される通勤手当を引き、1ヶ月当たりの自己負担額10,000円を差し引いた残額を補助します。</p> <p>ただし、1ヶ月当たり上限額を10,000円とし、100円未満は切捨てます。</p>
申請から 補助金支払 までの流れ	<pre> graph LR A[交付申請書の提出] -- ※年度ごとに申請が必要 --> B[書類の審査] B --> C[交付決定の通知] C --> D[実績報告書の提出] D --> E[額の確定通知] E --> F[請求書の提出] F --> G[補助金支払] </pre>
提出書類	<p>★<u>交付申請を行う際には、次の書類が必要です。</u> ※申請書類等は、市のホームページから印刷できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 那須塩原市新幹線定期券購入補助金交付申請書 ② 世帯全員の住民票の写し(謄本) ③ 住民票の除票または戸籍の附票(那須塩原市に転入する直前に住んでいた市区町村がわかるもの) ④ 就労及び通勤手当等支給額証明書(勤務先にて証明) ⑤ 市税等調査同意書 ⑥ 通勤に使用する新幹線定期券の写し <p>★<u>実績報告を行う際には、次の書類が必要です。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 那須塩原市新幹線定期券購入補助金実績報告書 ⑧ 申請期間内のすべての定期券の写し <p>★<u>補助金の支払には、次の書類が必要です。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ⑨ 那須塩原市新幹線定期券購入補助金交付請求書
事業期間	令和2年4月1日から令和10年3月31日までの期間
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書は、定期券の通用期間の始まる月内に提出してください。 ・補助対象期間は、新幹線の定期券の通用期間の最終日または定期券利用予定期間の最終日までとします。ただし、補助期間が3月31日を超える場合は、補助対象期間の最終日を3月31日とし、4月1日以降の分は翌年度で申請します。
お問合せ先	<p>那須塩原市移住促進センター</p> <p>〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1-11-10(市民活動センター内)</p> <p>TEL : 0287-73-5742 FAX : 0287-73-5743</p> <p>E-mail : kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp</p>